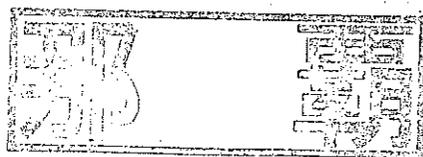
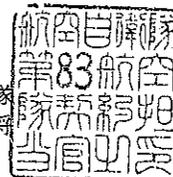


平成26年4月3日

公 告



契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 淡島 将



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名(件名) アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その1) 2本以下13件
 - (2) 履行期間 平成26年4月18日 ~ 平成27年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成26年4月18日 14時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金:免除 契約保証金:免除
7. 入札方法 入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 単価決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の8%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 飯田まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

内 訳 書

	品名 (件名)	規 格	納 入 規 格	単 位	予 定 数	単 価	金 額	備 考	同 等 品
1	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その1)	仕様書のとおり		本	2				
2	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その2)	仕様書のとおり		本	2				
3	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その3)	仕様書のとおり		本	2				
4	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その4)	仕様書のとおり		本	2				
5	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その5)	仕様書のとおり		本	2				
6	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査 (その6)	仕様書のとおり		本	2				
7	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その1)	仕様書のとおり		本	2				
8	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その2)	仕様書のとおり		本	2				
9	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その3)	仕様書のとおり		本	2				
10	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その4)	仕様書のとおり		本	2				
11	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その5)	仕様書のとおり		本	2				
12	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その6)	仕様書のとおり		本	2				
13	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査 (その7)	仕様書のとおり		本	2				
14		以下余白							
15									
16									
17									
18									
19									
20									
						計			

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その1)	那基LPS-25-390	
		承認	平成26年 2月20日
		作成	平成26年 2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊		

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その1)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、SV-109の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査（その2）	那基LPS-25-391	
		承認	平成26年 2月20日
		作成	平成26年 2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊		

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査（その2）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、SV-112の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その3)	那基LPS-25-392
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日 平成 年 月 日
		作成部隊等名 第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その3)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、SV-202の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その4)	那基LPS-25-393
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その4)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、S V-312の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その5)	那基LPS-25-394
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査(その5)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、SV-508の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査（その6）	那基LPS-25-395
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用安全弁の作動試験法定検査（その6）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、SV-606の法定点検を以下の内容について実施する。

安全弁の作動試験

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、安全弁の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査(その1)	那基LPS-25-383
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査(その1)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-11の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その2）	那基LPS-25-384
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その2）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-12の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その3）	那基LPS-25-385	
		承認	平成26年 2月20日
		作成	平成26年 2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊		

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その3）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-13の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査(その4)	那基LPS-25-386	
		承認	平成26年 2月20日
		作成	平成26年 2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊		

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査(その4)について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-31の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則(那覇基地達第8号)の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その5）		那基LPS-25-387	
			承認	平成26年 2月20日
			作成	平成26年 2月20日
			改正	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊			

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その5）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-41の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その6）	那基LPS-25-388
		承認 平成26年 2月20日
		作成 平成26年 2月20日
		改正 平成 年 月 日
		改正 平成 年 月 日
	作成部隊等名	第83航空隊 装備隊

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その6）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-51の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	アルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その7）	那基LPS-25-389	
		承認	平成26年 2月20日
		作成	平成26年 2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊 装備隊		

1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地において使用するアルゴンガス用圧力計の比較構成法定検査（その7）について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書の提出時における最新版とする。

J. T. O35M8-4-101-1

3 役務の内容

J. T. O35M8-4-101-1「ガス充てん装置」第5-2表に基づき、PG-61の法定点検を以下の内容について実施する。

4 一般管理事項

- (1) 納入時に契約相手方及び検査官の立会いのもとに受領検査を実施する。
- (2) 検査対象物品が契約相手方に寄託されている間は、圧力計の破損及び変形が生じないように安全に充分留意し作業を行うものとする。
- (3) 不具合が発生した場合は、直ちに監督官に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 基地内への立入については、那覇基地入出門管理規則（那覇基地達第8号）の立入手続きを厳守するものとし、官側の指示する場所及び必要最小限の地域以外に立ち入ってはならない。

5 保証

本要求に係わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任に基づくものと協議により認められた場合は、契約相手方は無償で補修の責任を負うものとする。

6 納入場所

航空自衛隊那覇基地

7 仕様書の疑義

仕様書について、疑義がある場合又は仕様書に記載のない事項が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。